

(酒税法の一部改正)

第七条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

(その他の用語の定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 発泡性酒類 次に掲げる酒類をいう。

イ・ロ 省略

ハ イ及びロに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの(アルコール分が十一度未満のものに限る。以下「その他の発泡性酒類」という。)

四 省略

五 蒸留酒類 次に掲げる酒類(その他の発泡性酒類を除く。)をいう。

イ 連続式蒸留焼酎

ロ 単式蒸留焼酎

ハ ムヘ省略

六・七 省略

八 合成清酒 アルコール(次号の規定(アルコール分に関する規定を除く。)に該当する酒類(水以外の物品を加えたものを除く。)でアルコール分が三十六度以上四十五度以下のものを含む。第十五号ハ及び第十六号ロ並びに第八条第三号を除き、以下同じ。)、焼酎(連續式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎をいい、水以外の物品を加えたものを除く。第十号において同じ。)又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類(当該酒類の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用したものについては、米(米を原料の全部又は一部として製造した物品を含む。)の重量の合計が、アルコール分二十度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五を超えないものに限る。)で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの(アルコール分が五度以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)をいう。

九 連續式蒸留焼酎 アルコール含有物を連續式蒸留機(連續して供給

(その他の用語の定義)

第三条 同上

一・二 同上

三 同上

イ・ロ 同上

ハ イ及びロに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの(アルコール分が十度未満のものに限る。以下「その他の発泡性酒類」という。)

四 同上

五 同上

イ 連續式蒸留しようちゅう

ロ 単式蒸留しようちゅう

ハ ムヘ同上

六・七 同上

八 合成清酒 アルコール(次号の規定(アルコール分に関する規定を除く。)に該当する酒類(水以外の物品を加えたものを除く。)でアルコール分が三十六度以上四十五度以下のものを含む。第十五号ハ及び第十六号ロ並びに第八条第三号を除き、以下同じ。)、しようちゅう(連續式蒸留しようちゅう又は単式蒸留しようちゅうをいい、水以外の物品を加えたものを除く。第十号において同じ。)又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類(当該酒類の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用したものについては、米(米を原料の全部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む。)の重量の合計が、アルコール分二十度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五を超えないものに限る。)で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの(アルコール分が十六度未満でエキス分が五度以上のものその他政令で定めるものに限る。)をいう。

九 連續式蒸留しようちゅう アルコール含有物を連續式蒸留機(連續

されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。次号イ及び第四十三条第六項において同じ。）により蒸留した酒類（これに水を加えたもの及び政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるもの）その他政令で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含み、次に掲げるものを除く。）で、アルコール分が三十六度未満のものをいう。

イ ニ 省 略

十 単式蒸留焼酎 次に掲げる酒類（これらに水を加えたものを含み、前号イからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）でアルコール分が四十五度以下のものをいう。

イ 穀類又は芋類、これらのこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機（以下この号及び第十三条第七項において「単式蒸留機」という。）により蒸留したもの

の

ロ ニ 省 略

本 穀類又は芋類、これらのこうじ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したものの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が穀類又は芋類（これらのこうじを含む。）の重量を超えないものに限る。）

ヘ 省 略

十一 みりん 次に掲げる酒類でアルコール分が十五度未満のもの（エキス分が四十度以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。

イ 米及び米こうじに焼酎又はアルコールを加えて、こしたもの

ロ 米、米こうじ及び焼酎又はアルコールにみりんその他政令で定める物品を加えて、こしたもの

ハ みりんに焼酎又はアルコールを加えたもの

ニ 省 略

十二 ビール 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のものをい

う。

イ 省 略

して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。次号イ及び第四十三条第六項において同じ。）により蒸留した酒類（これに水を加えたもの及び政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含み、次に掲げるものを除く。）で、アルコール分が三十六度未満のものをいう。

イ ニ 同 上

十 単式蒸留しようちゅう

次に掲げる酒類（これらに水を加えたものを含み、前号イからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）でアルコール分が四十五度以下のものをいう。

イ 穀類又はいも類、これらのこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機（以下この号及び第十四十三条第七項において「単式蒸留機」という。）により蒸留したもの

の

ロ ニ 同 上

本 穀類又はいも類、これらのこうじ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したものの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が穀類又はいも類（これらのこうじを含む。）の重量を超えないものに限る。）

ヘ 同 上

十一 みりん 次に掲げる酒類でアルコール分が十五度未満のもの（エキス分が四十度以上のあるものその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。

イ 米及び米こうじにしようちゅう又はアルコールを加えて、こしたもの

ロ 米、米こうじ及びしようちゅう又はアルコールにみりんその他政令で定める物品を加えて、こしたもの

ハ みりんにしようちゅう又はアルコールを加えたもの

ニ 同 上

イ 同 上

口 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの（その原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。）

ハ イ又は口に掲げる酒類にホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもの（その原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。）

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（口から二までに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のもとのその他政令で定めるものを除く。）をいう。

イ ハ 省 略
ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料若しくは水を加えたものの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。同号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。）

ホ イからニまでに掲げる酒類に政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたもの

十四～十七 省 略

十八 発泡酒 次に掲げる酒類（第七号から前号までに掲げる酒類を除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

イ 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）

ロ イに掲げる酒類以外の酒類で、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたもの

口 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五十を超えないものに限る。）

十三 同 上

イ ハ 同 上

ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料若しくは水を加えたものの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。次号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。）

十四～十七 同 上

十八 発泡酒 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（第七号から前号までに掲げる酒類及び麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

ハ イ又は口に掲げる酒類以外の酒類で、香味、色沢その他の性状が
ビールに類似するものとして政令で定めるもの

二十九、二十五 省 略

二十六 こうじ でん粉質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖させたものから分離させた胞子又は浸出させた酵素を含む。）で、でん粉質物を糖化させることができるもの

二十七 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条

（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

（酒類の製造免許）

第七条 省 略

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一・二 省 略

三 連續式蒸留焼酎 六十キロリットル

四 単式蒸留焼酎 十キロリットル

五・十七 省 略

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 清酒の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、単式蒸留焼酎又はみりんを製造しようとする場合

二 連續式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、みりんを製造しようとする場合

三・五 省 略

六 一の製造場において連續式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎を製造しようとする場合で、製造免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。

七 省 略

二十九、二十五 同 上

二十六 こうじ でんぶん質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖させたものから分離させた胞子又は浸出させた酵素を含む。）で、でんぶん質物を糖化させることができるもの

二十七 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条

（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

（酒類の製造免許）

第七条 同 上

一・二 同 上

三 連續式蒸留しようちゅう 六十キロリットル

四 単式蒸留しようちゅう 十キロリットル

五・十七 同 上

3 同 上

一 清酒の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、単式蒸留しようちゅう又はみりんを製造しようとする場合

二 連續式蒸留しようちゅう又は単式蒸留しようちゅうの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、みりんを製造しようととする場合

三・五 同 上

六 一の製造場において連續式蒸留しようちゅう及び単式蒸留しようちゅうを製造しようとする場合で、製造免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。

七 同 上

4・6 同 上

二十六 こうじ でん粉質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖させたものから分離させた胞子又は浸出させた酵素を含む。）で、でん粉質物を糖化させることができるもの

二十七 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条

（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

（酒類の製造免許）

第七条 同 上

一・二 同 上

三 連續式蒸留しようちゅう 六十キロリットル

四 単式蒸留しようちゅう 十キロリットル

五・十七 同 上

3 同 上

一 清酒の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、単式蒸留しようちゅう又はみりんを製造しようとする場合

二 連續式蒸留しようちゅう又は単式蒸留しようちゅうの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、みりんを製造しようととする場合

三・五 同 上

六 一の製造場において連續式蒸留しようちゅう及び単式蒸留しようちゅうを製造しようとする場合で、製造免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。

七 同 上

4・6 同 上

（製造免許等の要件）

（製造免許等の要件）

第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。

一〇六 省 略

七 免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号。第十二条第六号及び第十四条第四号において「酒類業組合法」という。）若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合

第十条 同 上

七 免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号。第十二条第六号及び第十四条第四号において「酒類業組合法」という。）若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合

七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二条第一項第六号（禁止行為等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の二十三（準用）及び第三十二条第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第五十条第一項第五号（同法第二十一条第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第五十条第一項第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第五十六条下この号において同じ。）若しくは第五十六条（同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。）の規定若しくは暴力

（同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（

団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）、第二百四条（傷害）、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八〇十一 省略

十二 酒類の製造免許の申請者が酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

一 発泡性酒類	十五万五千円
二 醸造酒類	十万円
三 省略	
四 混成酒類	二十万円

2 発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類に係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十万円とする。

十二 酒類の製造免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合

八〇十一 同上

十二 酒類の製造免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不充分と認められる場合

八〇十一 同上

一 発泡性酒類	二十二万円
二 醸造酒類	十四万円
三 同上	
四 混成酒類	二十二万円

2 発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。）十七万八千百二十五円

二 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。）十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類（ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の

省略

(戻入れの場合の酒税額の控除等)

第三十条 酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、その者が当該戻入れの日の属する月（当該戻入れの日と当該移出の日とが同一の月に属する場合には、その月の翌月）以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。第三項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税）の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除は、その控除前の金額とする。第五項において同じ。）に相当する金額を控除する。

省略

酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合（第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く。）において、当該酒類をその移入した製造場から更に移出したとき又は当該酒類を第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときは、その者が当該

一部とした酒類で次に掲げるもの以外のものを除く。） 八万円
イ 糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの（エキス分が二度以上のものに限る。）

ロ 発泡酒（政令で定めるものに限る。）にスピリッツ（政令で定めるものに限る。）をえたもの（エキス分が二度以上のものに限る。）

醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

3	一 清酒 十二万円
6 5 4	二 果実酒 八万円
同 上	同 上

(戻入れの場合の酒税額の控除等)

第三十条 酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、その者が当該戻入れの日の属する月（当該戻入れの日と当該移出の日とが同一の月に属する場合には、その月の翌月）以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。第三項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税）の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除は、その控除前の金額とする。第五項において同じ。）に相当する金額を控除する。

同上

酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合（第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く。）において、当該酒類をその移入した製造場から更に移出したとき又は当該酒類を第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときは、その者が当該

移出の日又は当該使用の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する
次条第一項又は第二項の規定による申告書に記載された同条第一項第四
号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該他の製造場からの移
出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取
りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若
しくは徴収されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税
及び重加算税）の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項
の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。
）に相当する金額を控除する。

4 省 略

5 酒類製造者が、その製造場から移出した酒類を、その製造の廃止後（
第二十条第四項の規定の適用により、酒類製造者とみなされる期間が経
過した後に限る。）当該製造場であつた場所に戻し入れた場合において
、政令で定めるところにより、当該製造場であつた場所の所在地の所轄
税務署長の承認を受けて当該酒類を廃棄したときは、第一項又は前項の
規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額に
相当する金額を控除し、又は還付する。

6 第一項又は前三項の規定による控除又は還付を受けようとする者は、
当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を
受けようとする酒税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で
定める書類を添付しなければならない。

7 · 8 省 略

9 第四項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による
還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還
付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ
、当該各号に定める期限又は日の翌日から起算するものとする。

1 · 3 省 略

（みなし製造）

第四十三条 酒類に水以外の物品（当該酒類と同一の品目の酒類を除く。
）を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに
酒類を製造したものとみなす。ただし、次に掲げる場合については、こ

移出の日又は当該使用の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する
次条第一項又は第二項の規定による申告書に記載された同条第一項第四
号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該他の製造場からの移
出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取
りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若
しくは徴収されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算
税）の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定によ
る控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当す
る金額を控除する。

4 同 上

5 酒類製造者が、その製造場から移出した酒類を、その製造の廃止後（
第二十条第四項の規定の適用により、酒類製造者とみなされる期間が経
過した後に限る。）当該製造場であつた場所にもどし入れた場合におい
て、政令で定めるところにより、当該製造場であつた場所の所在地の所
轄税務署長の承認を受けて当該酒類を廃棄したときは、第一項又は前項
の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額
に相当する金額を控除し、又は還付する。

6 第一項又は第三項から第五項までの規定による控除又は還付を受けよ
うとする者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該
控除又は還付を受けようとする酒税額に相当する金額の計算に関する書
類として政令で定める書類を添付しなければならない。

7 · 8 同 上

9 第四項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法（昭和三十七
年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その
計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申
告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日
から起算するものとする。

1 · 3 同 上

（みなし製造）

第四十三条 同 上

の限りでない。

一・二 省略

三 連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎との混和をしたとき。

一・二 同上

三 連続式蒸留しようちゅうと単式蒸留しようちゅうとの混和をしたとき。

四・六 省略

2 前項の場合において、酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。以下この項において同じ。）の混和をした酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。ただし、酒類に炭酸ガスを混和した酒類が発泡酒に該当する場合は、この限りでない。

3・5 省略

6 連続式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールと連続式蒸留焼酎との混和をしてアルコール分が三十六度未満の酒類としたときは、新たに連続式蒸留焼酎を製造したものとみなす。

7 単式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールと単式蒸留焼酎との混和をしてアルコール分が四十五度以下の酒類としたときは、新たに単式蒸留焼酎を製造したものとみなす。

8 第一項、第二項本文及び第五項の規定にかかわらず、リキュールと水又は炭酸水との混和をしてエキス分二度未満の酒類としたときは、新たにスピリッツを製造したものとみなす。

9・12 省略

四・六 同上

2 前項の場合において、酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）の混和をした酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。

3・5 同上

6 連続式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールと連続式蒸留しようちゅうとの混和をしてアルコール分が三十六度未満の酒類としたときは、新たに連続式蒸留しようちゅうを製造したものとみなす。

7 単式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールと単式蒸留しようちゅうとの混和をしてアルコール分が四十五度以下の酒類としたときは、新たに単式蒸留しようちゅうを製造したものとみなす。

8 第一項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、リキュールと水又は炭酸水との混和をしてエキス分二度未満の酒類としたときは、新たにスピリッツを製造したものとみなす。

9・12 同上